

# ディスクロージャー分析： ～サステナビリティ全般の記載状況分析2024～マテリアリティを 中心として

主任研究員 公認会計士 高橋 将光

当ディスクロージャー分析レポートでは、日経225銘柄を構成する3月末決算企業183社の有価証券報告書を対象とし、2年目の開示となる「サステナビリティに関する考え方及び取組」内のマテリアリティを中心とした調査・分析を実施した。

## レポート サマリー

- マテリアリティについての記載は約8割の企業で実施。そのうち、指標と取組の双方が説明できている企業は30社強
- マテリアリティ全体として、リスク・機会と関連付けて説明しているのは25社
- 人権やTNFDなどの個別トピックについての説明は各々10社強

## はじめに

2023年の「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」により、有価証券報告書(以下、有報)の「第2 事業の状況」に「サステナビリティに関する考え方及び取組」(以下、サステナビリティ考え方)の記載欄が新設された。

当ディスクロージャー分析レポートにおいては、改正2年目のサステナビリティ考え方の記載状況調査を、日経225銘柄の3月末決算企業183社を対象に行った。

サステナビリティ考え方においては、財務会計基準機構の記載事例としては①サステナビリティ情報全体について、サステナビリティに関する考え方及び取組の記載を行う、②重要なサステナビリティ項目ごとに、サステナビリティに関する考え方及び取組の記載を行う、の2パターンが考えられる。そのうち、①のサステナビリティ情報全体について、「ガバナンス」

「リスク管理」についてはすべての企業において記載が求められるが、「戦略」「指標と目標」の4つの構成要素すべてを記載している企業は、183社のうちの108社であった。

続いて、サステナビリティ情報の開示における記載の判断基準とされる「マテリアリティ(重要課題)」に関する調査を行った。なお、当レポートにおいては、重要課題などの類似表現を含み、広くマテリアリティなどのワードを有報で掲載している企業を調査対象としている。

マテリアリティについては、各ガイドラインにより考え方が区々であるが、投資家の意思決定に影響を与えるリスク・機会を重視し、企業の将来キャッシュ・フローに影響を与える重要なものを対象とするシングルマテリアリティや、それに加え企業が社会に与えるインパクトの2つの側面から捉えるダブルマテリアリティなどがある。金融庁の記述情報の開示に関する原則では、企業価値や業績等を与える影響を考慮し、投資判断にとって重要

か否かにより判断すべきとされている。IFRSサステナビリティ報告基準や、それを基に開発されているSSBJ基準(公開草案中)はシングルマテリアリティに依拠しているとされている。

マテリアリティ(重要課題などの類似表現含む。以下同じ)については、対象母集団183社のうちの146社(79.8%)と実に8割近くの企業で言及されていた。

マテリアリティの記載箇所としては、「戦略」の箇所における説明が85社、サステナビリティ考え方における冒頭や個別トピックとしての記載が23社、【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】(経営方針等)における記載が17社となっていた。

【表1：マテリアリティ記載箇所  
(N:マテリアリティ記載がある146社)】

| 記載箇所          | 社数 |
|---------------|----|
| 戦略            | 85 |
| 冒頭や個別トピックでの記載 | 23 |
| 経営方針等         | 17 |
| 指標及び目標        | 13 |
| リスク管理         | 5  |
| ガバナンス         | 3  |

また、マテリアリティ特定プロセスについての記載は58社で行っており、そのうち、取締役会の承認やステークホルダーの意見の反映など特定における積極的な関与が伺えたのは38社であった。

マテリアリティ記載の粒度については、KPI(指標)と各マテリアリティの取組状況の詳細を説明している企業が32社、指標のみ掲載している企業が34社、各マテリアリティの取組のみ記載している企業が21社となっており、マテリアリティの項目を羅列しているのみの企業は59社と、マテリアリティを掲載している企業の中では半数以下となっていた。その記載レベルに関しては、項目を挙げているのみの企業から、重要ポイントはWEBへのリンクを設け指標と取組の双方を説明するなど、レベルは千差万別となっていた。

【表2：マテリアリティ記載の粒度  
(N:マテリアリティ記載がある146社)】

| 記載    | 社数 |
|-------|----|
| 項目のみ  | 59 |
| 指標のみ  | 34 |
| 指標と取組 | 32 |
| 取組    | 21 |

SSBJの適用基準案では、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関して、重要性がある情報を開示しなければならないとされているが、気候関連情報開示についてのリスクと機会の記載は2021年のコーポレートガバナンス・コードで言及されて以降、多くの企業で開示されているが、マテリアリティについて、リスク及び機会と関連付けて説明しているケースは25社と少数派となっており、サステナビリティ全体としてのリスクと機会の記載という総合的観点からみると記載が追いついていないといえる。

以上、サステナビリティ考え方におけるマテリアリティ記載について調査を行ってきたが、気候変動、人的資本以外についても、記述情報の開示に関する好事例集においては、自社の企業戦略、サステナビリティの観点から重要と考えられるトピックについて、ストーリーをもって開示することは有用とされている。好事例集においては、人権、情報セキュリティ、知的財産が挙げられているが、人権については16社、TNFD(生物多様性含む)については10社強で言及されていた。

当研究室において、同一の母集団(日経225銘柄の3月末決算企業)を対象とした有報の【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】調査を7年間引き続いて行い(※)、その間、開示府令の大きな改正(2019年、2023年)や、記述情報の開示に関する好事例集もたびたび金融庁から発表されてきた。

(※) ディスクローチャー分析「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等の記載状況調査」

<https://www.dirri.co.jp/res/analysis/2023/post1415.html>

それに伴い、有報の中身もボイラープレート型の記載から、投資家等との建設的対話に資するものになってきていることは明らかであるが、記述情報の充実が叫ばれてくる以前からほとんど記載が変わっていない企業もあれば、昨今の潮流を反映し、統合報告書に先行する有報で積極的に自由演技の表現を行っている企業に二極化している状況であるといえる。

2023年に東証より、PBR1倍割れ企業への対応策が発表されているが、有報において直近のサステナビリティに関する取組の状況が分かることは、資本コストの低減にも寄与する一面もあるだろう。

日本においては、2027年3月期にもSSBJ基準がプライム市場の一部の企業で強制適用される方向となっている。各企業においては、最も大事な要素である「ガバナンス」「リスク管理」の記載の充実を図り、その上でストーリー性をもってマテリアリティを説明し、一度決めたら不変とせず、変更があった場合は適宜修正を加えていくなど、より真摯に情報開示に向き合っていく必要があるといえよう。

(出所) 株式会社宝印刷D&IR研究所 ESG/統合報告研究室の調査による